

島根県建設工事等監督要領

(趣旨)

第1条 島根県農林水産部及び土木部の所掌する建設工事及び委託業務（以下「建設工事等」という。）の適正かつ円滑な履行を確保するための監督業務についての必要事項は、法令その他別に定めるもののほかにこの要領の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事（但し建築工事は除く）をいう。
- 二 委託業務 測量、調査、設計及び用地調査等に係る委託業務をいう。
- 三 地方機関 島根県行政組織規則（昭和59年島根県規則第5号）第17条に定める農林水産部及び土木部の主管に属する機関並びに隠岐支庁をいう。
- 四 所長等 前号の地方機関の長又は本庁の課長をいう。
- 五 契約担当者 知事及びその委任を受けて売買、賃借、請負その他の契約をする者をいう。
- 六 監督職員 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第70条の規定により、契約担当者から監督員を命ぜられた総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。
- 七 設計図書 仕様書、契約図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

(監督職員の任命及び機構)

第3条 所長等は、建設工事及び委託業務を施行するときは、建設工事請負契約約款第9条又は土木設計業務等委託契約書第8条により監督職員を任命し、その氏名を受注者に通知しなければならない。

2 監督職員の任命に当たっては、次の者の中から選任しなければならない。

- (1) 総括監督員 本庁の場合、当該工事及び業務を担当する課長補佐等。
地方機関の場合、当該工事又は業務を担当する課長、企画幹、出張所長及び管理所長等
- (2) 主任監督員 当該工事又は業務を担当する企画幹、主幹、主査、係長、主任及び主任技師等。
- (3) 監督員 当該工事又は業務を担当する企画幹、主幹、主査、係長、主任、主任技師及び技師等。

(監督職員の職務)

第4条 監督職員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 建設工事請負契約約款又は土木設計業務等委託契約書（以下「契約約款」という。）に定める監督職員の職務。
- 二 契約約款に基づく契約担当者の権限とされる事項のうち、契約担当者が必要と認めて監督職員に委任した職務。

三 契約約款に基づく設計図書で定めた次の職務。

(1) 建設工事の場合

- ア 契約の履行についての受注者又は現場代理人に対する指示、承諾又は協議。
- イ 設計図書に基づく建設工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾。
- ウ 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）。

(2) 委託業務の場合

- ア 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は管理技術者に対する業務に関する指示。
- イ 契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答。
- ウ 契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議。
- エ 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査。

四 その他建設工事等の執行を適正に行うための職務。

2 監督職員の職務分担は、次のとおりとする。

一 総括監督員

- (1) 前項第二号により委任を受けた事項のうち重要なもの（契約の内容について変更が生じるものをいう。以下同じ。）の処置。
- (2) 前項第三号（1）アの指示、承諾又は協議並びに（2）アの指示及びウの協議のうち重要なものの処置。
- (3) 関連する二つ以上の建設工事等を行う場合における工程等の調整のうち重要なものの処置。
- (4) 建設工事等の内容の変更、一時中止又は打切りの必要が生じた場合における当該処置を必要とする理由、その他必要と認める事項の所長等に対する報告。
- (5) 受注者側の関係者に建設工事等の施工、管理等について著しく不適当と認められるものがあるときの受注者に対する処置の請求並びに所長等への報告。
- (6) 建設工事等の施工内容が設計図書に適合しないと認められ、必要がある場合の受注者に対する改造又は補修の請求及び破壊検査の実施並びに所長等への報告。
- (7) 臨機の処置に係る受注者に対する意見及び処置の請求並びに所長等への報告。
- (8) 監督業務の総括並びに主任監督員及び監督員の指導監督。

二 主任監督員

- (1) 前項第二号により委任を受けた事項の処置（重要なもの又は軽易なものを除く）。
- (2) 前項第三号（1）アの指示、承諾又は協議並びに（2）ア指示及びウ

- の協議の処置（重要なもの又は軽易なものを除く）。
- (3) 前項第三号（1）イの詳細図等の作成及び交付又は承諾並びに（2）イの確認の申出又は質問に対する承諾又は回答のうち重要なものの処置。
 - (4) 前項第三号（1）ウの管理、立会い又は検査等（他のものの実施の確認を含む）並びに（2）エの確認、照合又は調査の実施。
 - (5) 関連する二つ以上の建設工事等の監督を行う場合における工程等の調整（重要なものを除く）。
 - (6) 設計図書と現場又は業務内容の不一致、表示の不明確及び現場の状況の相違等の条件変更についての調査、通知等の処置。
 - (7) 臨機の処置に係る受注者に対する意見及び処置の請求並びに所長等への報告。
 - (8) 現場又は業務内容の統括並びに監督員の指導監督。

三 監督員

- (1) 前項第二号により委任を受けた事項のうち、軽易なもの（契約の内容について変更が生じないものをいう。以下同じ。）の処置及び受注者からの提出書類の受理と処理。
- (2) 前項第三号（1）アの指示、承諾又は協議並びに（2）アの指示及びウの協議のうち軽易なものの処置。
- (3) 前項第三号（1）イの詳細図の作成及び交付又は承諾並びに（2）イの確認の申し出又は質問に対する承諾又は回答のうち軽易なものの処置。
- (4) 前項第三号（1）ウの管理、立会い又は検査等並びに（2）エの確認、照合又は調査の実施。
- (5) 設計図書と現場又は業務内容の不一致、表示の不明確、現場の状況の相違等の条件変更についての調査、通知等の処置。
- (6) 支給材料及び貸与品の引渡し並びに残材料及び貸与品の引取り等。
- (7) 毎月末の工事又は業務の進捗状況の把握及び工程表の作成。
- (8) その他建設工事等の監督業務。
- (9) 企画幹、主幹、係長又は企画員（企画幹、主幹、係長、企画員が不在の場合は主任、主任以上が不在の場合は主任技師等）が監督員となる場合は、主任監督員と兼ねることができる。

（一般的注意事項）

第5条 監督職員は、常に公正な立場で建設工事等の監督を行い、現場又は業務内容の推移を把握し、建設工事等の円滑な進行に配慮しなければならない。

（報告等の手続き）

第6条 監督員は、この要領により所長等に報告すべき事項及び所長等の承認を必要とする事項の処理については、主任監督員及び総括監督員を通じて行わなければならない。

なお、緊急を要する場合等はこの限りではない。

（工事又は業務目的の把握）

第7条 監督職員は、建設工事等の目的について、設計図書及び所長等の指示を十分把握したうえで建設工事等の監督に臨まなければならない。

2 監督職員は、契約内容のほか現場又は業務内容において新たな事態が発生したときは、意見を付して所長等に報告しなければならない。

(工事又は業務の促進)

第8条 監督職員は、工程表に従い建設工事等が進捗するよう受注者を督励しなければならない。

2 受注者が正当な理由もなく建設工事等に着手しないとき、建設工事等を中止しているとき、その他契約の履行に誠意が認められず、契約の工期中に完成が見込めないと判断するときは、事情を調査し、意見を付して所長等に報告しなければならない。

(受注者に対する指示、承諾及び協議)

第9条 監督職員は、受注者に指示するときには、必ず工事打合簿等によって指示し、受領確認を書面で行わなければならない。

2 監督職員は、受注者から承諾願いが提出されたときは、その内容を調査し、承諾を与えるものとする。この場合軽易なものを除いては総て総括監督員及び主任監督員の承認を受け処理するものとする。

なお、承諾を与えたときは、受領確認を書面で行わなければならない。

3 監督職員は、受注者から協議がなされたときは、対等の立場で取扱いその内容を調査しなければならない。その取扱いについては、次による。

(1) 契約担当者の権限とされる事項については、調査内容に監督職員の意見を付して報告し、その指示を受けなければならない。

(2) 契約担当者から委任された権限及び監督職員の権限とされるものについては、第4条第2項の区分により総括監督員、主任監督員及び監督員が処置し、受注者に対しては工事打合簿等により処理する。

(支給材料、貸与物品及び残材料)

第10条 監督職員は、受注者に支給材料を引き渡すとき、機械器具及びその他物品を貸与するとき又は請負者がこれを返還するときは、これに立会い、種別、規格、数量その他物品の状態等を確認し記録しておかななければならない。

2 監督職員は、受注者から不要古材料等の発生物件の引き渡しを受けるときは、引き渡し場所を指定し、数量等を確認し、その結果を所長等に報告するとともに引き継がなくてはならない。

(工事の立会)

第11条 監督職員は、材料を調合して目的物を製造するもの、又は水中、地下に埋設する工事その

他の建設工事で完成後では外面から確認が不可能又は困難なものについては、建設工事の施工にあたって必要に応じて立会して確認し、写真、品質、出来形管理資料等の整備をさせておかななければならない。

(臨機の処置)

第12条 監督職員は、災害防止その他建設工事及び委託業務の施行上受注者に臨機の処置を取らせる必要があると認めたときは理由を付して所長等に報告し、指示を受けて受注者に指示しなければならない。ただし、緊急の場合でやむを得ない事情があるときはこのかぎりでない。こ

の場合においては、監督職員の判断により処置し、所長等に報告しなければならない。

(工事又は業務中の事故等の処置)

第 13 条 監督職員は、建設工事等実施中の事故又は第三者に損害を与える等不慮の事故が発生した

ときは直ちに所長等に報告し、指示を受けて処置しなければならない。ただし、緊急の場合でやむを得ない事情があるときはこのかぎりでない。この場合においては、応急の処置を行い、その顛末については理由を付して所長等に報告しなければならない。

(災害の調査)

第 14 条 監督職員は、天災その他不可抗力により、工事の出来形部分、仮設物、搬入機材等に損害が生じた旨を受注者から報告を受けたときは、直ちにその実態を調査し、所長等に報告しなければならない。

(検査の立会)

第 15 条 監督職員は、建設工事等の検査において原則としてこれに立会い、また検査実施のため検査員から求められたときは関係資料を提示し、説明をしなければならない。

(手直し工事又は業務の確認)

第 16 条 監督職員は、検査において検査員が工事又は業務の改造、補修等手直しを指示した事項については、その履行を確認し、結果を所長等に報告しなければならない。

付 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。